

苫小牧市宿泊税

Q & A

令和 8 年 10 月版

本手引きに掲載されている様式等は、制度開始前であることから、変更となる可能性がございます。あらかじめご承知おきください。

確定版につきましては、ホームページに掲載するほか、令和 9 年 3 月頃に申告書類と共に特別徴収義務者へ送付させていただく予定です。

苫小牧市宿泊税 Q & A

1 宿泊税について

P1

Q 1	宿泊税とはどのような税金ですか。	P1
Q 2	なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。	P1
Q 3	なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。	P1
Q 4	宿泊の定義を教えてください。	P1
Q 5	苫小牧市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。	P2
Q 6	苫小牧市宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。	P2
Q 7	宿泊税の税額はいくらですか。	P2
Q 8	税率が変更されることはないのですか。	P2
Q 9	宿泊料金が低額な場合など免税点を設けるべきではないですか。	P2
Q 1 0	苫小牧市民も課税されるのですか。	P2
Q 1 1	宿泊税はどのようにして支払うのですか。	P3

2 課税対象について

P3

Q 1	幼児や子どもは宿泊税の対象ですか。	P3
Q 2	民泊で宿泊される方も課税対象ですか。	P3
Q 3	長期滞在の場合でも課税対象となりますか。	P3
Q 4	下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。	P3
Q 5	観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。	P3
Q 6	宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。	P4
Q 7	ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。	P4
Q 8	自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。	P4
Q 9	休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。	P4
Q 1 0	部屋ごとに宿泊料金をとっていますが、何人泊であるかを把握する必要はありますか。	P5
Q 1 1	1 部屋当たりの宿泊料金としていますが、そこに 1 組で 4 名が宿泊された場合、宿泊税はどう計算すればよいですか。	P5
Q 1 2	延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。	P5
Q 1 3	公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。	P5
Q 1 4	キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は 1 棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に 1 人当たり宿泊税が課税されますか。	P6
Q 1 5	キャンプ場の場合、形式上は 1 棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。	P6
Q 1 6	カプセルホテルも課税対象ですか。	P6
Q 1 7	宿泊料金には何が含まれますか。	P6
Q 1 8	無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどうなりますか。	P7
Q 1 9	食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。	P7
Q 2 0	宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。	P7
Q 2 1	避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。	P7
Q 2 2	企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどうなりますか。	P7
Q 2 3	宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。	P7

苫小牧市宿泊税 Q & A

Q 2 4	連泊の場合も課税されるのですか。	P8
Q 2 5	連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。	P8
Q 2 6	利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。	P8
Q 2 7	マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。	P9
Q 2 8	生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。	P9
Q 2 9	キャンセル料の取扱いを教えてください。	P9
Q 3 0	ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか。	P9
Q 3 1	インターネットカフェも課税対象ですか。	P9
Q 3 2	子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。	P10
Q 3 3	添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の課税対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。	P10
Q 3 4	ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。	P10
Q 3 5	外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。	P10
Q 3 6	事前に宿泊契約をした上で午前0時を過ぎてからチェックインした場合のレイトチェックインは課税対象になりますか。また、レイトチェックアウトは課税対象になりますか。	P10
Q 3 7	2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取り扱いはどうなりますか。	P11

3 課税免除について

P11

Q 1	修学旅行生は課税対象ですか。	P11
Q 2	修学旅行生等の引率者は課税対象ですか。	P11
Q 3	修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。	P11
Q 4	修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。	P11
Q 5	部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。	P12
Q 6	スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。	P12

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

P12

Q 1	特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。	P12
Q 2	特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。	P12
Q 3	保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。	P13
Q 4	これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	P13
Q 5	旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。	P13
Q 6	旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。	P14
Q 7	宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。	P14
Q 8	各種申請書等はどこに提出すればよいですか。	P14
Q 9	宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。	P14
Q 1 0	宿泊がない月でも申告が必要ですか。	P15
Q 1 1	納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。	P15

苫小牧市宿泊税 Q & A

Q 1 2	市町村宿泊税を課す自治体に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、道税分はどのように納めたらよいですか。	P15
Q 1 3	電子申告は可能ですか。	P15
Q 1 4	宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。	P15
Q 1 5	宿泊者から徴収する方法について教えてください。	P16
Q 1 6	旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。	P16
Q 1 7	宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。	P16
Q 1 8	収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。	P16
Q 1 9	会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。	P16
Q 2 0	宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するとき使えるような広報物がありますか。	P17
Q 2 1	外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。	P17
Q 2 2	宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。	P17
Q 2 3	民泊を営んでいます。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。	P17
Q 2 4	申告や納入が遅れたらどうなりますか。	P17
Q 2 5	郵便などを利用して納入申告書を提出し、宿泊税担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。	P18
Q 2 6	宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。	P18
Q 2 7	売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすればよいですか。	P18
Q 2 8	宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。	P18
Q 2 9	特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。	P18
Q 3 0	同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に特別徴収義務者登録申請書の提出が必要ですか。	P19

5 旅行業関係者の方向け

P19

Q 1	旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありますか。	P19
-----	--	-----

1 宿泊税について

Q 1. 宿泊税とはどのような税金ですか。

A 1

宿泊税は、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税で、条例に基づき用途や税率が定められている法定外目的税です。

法定外目的税とは、条例で定める特定の費用に充てるために、道府県・市町村が課することができる税です。（地方税法第4条、第5条、第731条）

Q 2. なぜ宿泊税を導入するのでしょうか。

A 2

観光客の利便性や快適性を向上させるための施策に活用することで、滞在の促進や市内周遊の拡大など、これまで以上に地域のにぎわいづくりや経済の活性化を図るため導入させていただくものとなります。主な活用方法としては、以下のとおり検討しております。

○ 観光資源の磨き上げと魅力向上

誘客の促進、補助制度の充実・拡充、情報発信の強化

○ 受け入れ環境の整備

宿泊施設等の受入環境整備、観光施設、文化・スポーツ施設の環境整備、二次交通の利便性向上、人材確保・育成

○ 持続可能な観光地づくり

観光推進体制の強化、サステナブルツーリズムの推進

Q 3. なぜ観光振興のための税を宿泊者だけが支払うのですか。

A 3

宿泊者の宿泊目的を客観的に把握することは難しいこと、また、宿泊者は一定程度の行政サービスを享受することを踏まえ、税の公平性や受益と負担の観点から、宿泊目的に関わらず、宿泊税を納めていただくこととしております。

Q 4. 宿泊の定義を教えてください。

A 4

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

(1) その利用行為が契約上宿泊での取扱いであるもの

(2) (1)以外で、日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

Q 5. 苫小牧市宿泊税条例の施行時期はいつになりますか。

A 5

苫小牧市宿泊税条例の施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日です。

Q 6. 苫小牧市宿泊税条例の施行日より前に事前予約を行っていた場合も課税になりますか。

A 6

苫小牧市宿泊税条例の施行日前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和 9 年 4 月 1 日以降であれば、宿泊税が課税されます。

Q 7. 宿泊税の税額はいくらですか。

A 7

宿泊料金（食事代や消費税等を除く素泊まりの料金）から 100 円未満を切捨て、3 % を乗じた金額です。なお、これは北海道宿泊税分を含んだ額となります。

Q 8. 税率が変更されることはないのですか。

A 8

税率は苫小牧市宿泊税条例に規定されているとおりです。

なお、本条例では、施行後 5 年ごとに、社会経済情勢等の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしています。

Q 9. 宿泊料金が低額な場合など免税点を設けるべきではないですか。

A 9

宿泊者は宿泊以外にも、移動や物、サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられるため、苫小牧市宿泊税では免税点を設けず、広く課税することで公平性を確保することとしておりますのでご理解ください。

なお、本市の宿泊税は「定率制」を採用しているため、宿泊料金が低額な場合は、それに比例して税額も低く抑えられる仕組みとなっております。これにより、あえて免税点を設けなくても、ご宿泊者様の負担が過大にならないよう配慮されております。

Q 10. 苫小牧市民も課税されるのですか。

A 10

苫小牧市民であっても、宿泊者には一定の受益があると考えられ、また、市民であることのみをもって課税しないことは税の公平性の観点から困難であるため、一定の負担をお願いしています。

Q 1 1. 宿泊税はどのようにして支払うのですか。

A 1 1

宿泊された宿泊施設へお支払ください。

ただし、予約サイトや旅行業者への支払額に含まれている場合があります。

2 課税対象について

Q 1. 幼児や子どもは宿泊税の対象ですか。

A 1

宿泊税は、年齢にかかわらず、宿泊料金を伴って宿泊される全ての方に課税されるため、幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代等がかかる場合は、宿泊税の課税対象です。

ただし、宿泊料金がかからない場合（添い寝の場合など）は、宿泊税は課税されません。

Q 2. 民泊で宿泊される方も課税対象ですか。

A 2

宿泊税は、旅館業法第3条第1項の許可を受けて営む旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業に係る施設、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅において、宿泊料金を受けて宿泊する宿泊者が納税義務者となりますので、民泊も課税対象となります。

Q 3. 長期滞在の場合でも課税対象となりますか。

A 3

宿泊契約に基づく宿泊行為であれば、滞在の期間にかかわらず宿泊税が課税されますが、当該宿泊が賃貸借契約に基づく利用行為で、旅館業の許可を必要としない場合は、宿泊税は課税されません。

Q 4. 下宿営業の許可を受けた施設は課税対象となりますか。

A 4

下宿営業の許可を受けた施設は、宿泊者のすべてが1月以上の期間を単位とする宿泊であり、一般的に「宿泊」よりも「生活の本拠」に近い状態で利用されているとみなし、課税されません。

Q 5. 観光目的でない宿泊でも課税対象となりますか。

A 5

旅館業法等に基づく宿泊施設の宿泊者は、行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、その宿泊目的に関わらず、全ての宿泊者に広くご負担をお願いしています。

Q 6. 宿泊料金が発生しない場合でも、宿泊税はかかりますか。

A 6

宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。

ただし、宿泊事業者以外の第三者（宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金）からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額を宿泊料金とし、宿泊税額を算出してください。

なお、宿泊施設の経営者自らのサービスにより宿泊料金が無料になる場合は、宿泊税はかかりません。

【例 1】（いわゆる「第三者割引」の場合）

宿泊料金（1泊）30,000 円の施設に、予約サイトのポイント 20,000 ポイントを使用し、10,000 円の支払いをして宿泊する場合

予約サイトのポイントによる割引前の金額 30,000 円の宿泊料金に対し、3 %の宿泊税を徴収する。

【例 2】（いわゆる旅館・ホテルの「自社割引」の場合）

宿泊料金（1泊）30,000 円の施設に、自社発行 20,000 ポイントを使用し、10,000 円の支払いをして宿泊する場合

自社発行ポイントによる割引後の金額 10,000 円の宿泊料金に対し、3 %の宿泊税を徴収する。

Q 7. ハウスユース（自分の会社の社員（スタッフ）もしくは会社自らが業務上、客室を利用することまたはその客室のこと）は課税対象ですか。

A 7

宿泊契約に基づく宿泊行為で、宿泊料金が課されている場合は、課税対象となります。

宿泊契約でない宿泊行為の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用で、料金を課している場合は対象となります。

Q 8. 自社向けの研修施設であるが、宿泊税は課税されるのですか。

A 8

研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の課税対象となります。

Q 9. 休憩、宿泊の区切りがある場合は、どのように宿泊税を算出しますか。

A 9

いわゆるラブホテル等において、その利用が宿泊契約として取り扱われる場合は、宿泊税の課税対象となりますが、休憩契約の場合でも、日をまたぐ6時間以上の利用（その休憩契約等による利用に連続した延長利用の時間を含む。）があった場合は、宿泊とみなしますので、課税対象となります。

Q 1 0. 部屋ごとに宿泊料金をとっていますが、何人泊であるかを把握する必要がありますか。

A 1 0

1室を単位として料金を設定している場合、1室ごとに税額計算していただきます。

ただし、北海道宿泊税額の算定のため、旅館業法に規定する宿泊者名簿等により何人宿泊しているかを実際に把握していただく必要があります。

Q 1 1. 1部屋当たりの宿泊料金としていますが、そこに1組で4名が宿泊された場合、宿泊税はどう計算すればよいですか。

A 1 1

1室を単位として料金を設定している場合においては、以下のような計算となります。

【例】

宿泊料金（1室1泊）30,000円（税込）の部屋に、4人で1泊する場合

$30,000 \text{ 円} \div 1.1 = 27,272 \text{ 円（税抜）}$

$27,272 \text{ 円} \rightarrow 27,200 \text{ 円（100円未満切捨て）}$

$27,200 \text{ 円} \times 3\% = 816 \text{ 円} \cdots \text{ 宿泊税額}$

また、別途北海道宿泊税の算定のために必要な情報を市に提供してください。

（1人当たり2万円未満、2万円以上～5万円未満、5万円以上の各区分の宿泊者数の合計）

【参考】北海道宿泊税額の計算

$27,200 \text{ 円} \div 4 \text{ 名} = 6,800 \text{ 円} \cdots 1 \text{ 人当たり } 2 \text{ 万円未満} = 1 \text{ 名 } 100 \text{ 円}$

$100 \text{ 円} \times 4 \text{ 名} = 400 \text{ 円} \cdots \text{ 苫小牧市から北海道へ納入する額}$

Q 1 2. 延長料金がかかる場合は、どのような取扱いとなりますか。

A 1 2

延長料金を宿泊料金として徴する場合は、当初いただいている宿泊料金との合算額を1泊の宿泊料金として計算し、宿泊税を徴収してください。なお、宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴する場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めずに計算し、宿泊税を徴収してください。

Q 1 3. 公営施設も課税対象ですか。また、宿泊施設が宿泊料金を免除している場合でも課税対象ですか。

A 1 3

ユースホテル、国民宿舎、社会教育施設等であっても、その設置目的にかかわらず、旅館業の許可等を必要とする施設であれば、課税対象となります。

宿泊者は行政サービスを一定程度享受していることに鑑み、広くご負担をお願いしています。

なお、宿泊施設により宿泊料金が免除されている場合は、宿泊料金が発生していませんので、課税されません。

Q 1 4. キャンプ場には、バンガローやテントサイトが設けられていますが、テントサイトも宿泊税の対象となりますか。また、料金は1棟（区画）を単位として設定していますが、この場合でも一律に1人当たり宿泊税が課税されますか。

A 1 4

旅館業法は施設を設けて宿泊させるものであるため、移動式のテントをお客様が設置する場合等、旅館業に該当しないものであれば、宿泊税の対象にはなりません。

ただし、固定式のテントやバンガロー等事業者が設けた施設で宿泊する場合は、旅館業法に該当するため宿泊税が課税されます。

なお、バンガローなど、料金が施設や区画ごとに設定されている場合、1棟（区画）ごとに税額計算していただきますが、北海道宿泊税額の計算のため、宿泊者の人数は把握していただく必要があります。

Q 1 5. キャンプ場の場合、形式上は1棟の値段で宿泊料金を徴収しています。乳児、幼児を無料としていませんが、乳児等にも宿泊税は課税されますか。

A 1 5

1棟あたりの宿泊料金が設定されているため、特定の宿泊者に帰属する料金を明らかにできない場合は、幼児等も宿泊料金を支払っていると考えられるため、課税対象となります。

このため、1棟1泊当たりの宿泊料金の総額を、幼児等を含めた宿泊者の総数で除して得た金額を1人1泊当たりの宿泊料金とみなすことになります。

Q 1 6. カプセルホテルも課税対象ですか。

A 1 6

旅館業法の許可を受けた宿泊施設であれば、課税対象となります。

Q 1 7. 宿泊料金には何が含まれますか。

A 1 7

宿泊税における宿泊料金とは、いわゆる素泊まり料金とそれに係るサービス料等のことをいい、食事代や消費税等は含みません。

【宿泊料金に含まれるもの】

宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求される金額

・清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料 等

【宿泊料金に含まれないもの】

・宿泊に伴い提供される飲食、遊興に係る金額

・会議室の利用料、休憩及びこれに類する利用行為に係る金額

・消費税、地方消費税、入湯税、宿泊税等の租税

・自動車代、たばこ代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等

・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額 等

Q 1 8. 無料の食事が付いている場合、宿泊料金はどのようにしますか。

A 1 8

無料で食事等が提供される場合は、食事料金等の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

Q 1 9. 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどのようにしますか。

A 1 9

宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金（相当額）とするなどして算出してください。

Q 2 0. 宿泊料としてではなく、施設利用料や入館料として料金を徴収している場合、宿泊税の課税対象となりますか。

A 2 0

名称の如何にかかわらず、宿泊の対価として料金を徴収している場合は課税対象となります。

Q 2 1. 避難所開設等の緊急時における宿泊については、課税対象外とみなしてよいのですか。

A 2 1

災害により旅館業の許可を受けている宿泊施設を避難所として開設した場合などで、宿泊者から宿泊料金を徴収していない場合は課税されません。

Q 2 2. 企画旅行・手配旅行における宿泊料金の考え方はどのようにしますか。

A 2 2

企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの宿泊料金によります。

手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金によりますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をこの宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額とします。ただし、当該手数料を控除した金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q 2 3. 宿泊予約サイトに支払う手数料は宿泊料金に含まれますか。

A 2 3

宿泊施設が宿泊予約サイトに支払う手数料は、宿泊料金に含めて取り扱います。ただし、当該手数料を引いた金額が宿泊施設に入金されるなど、宿泊施設が実質的に負担した手数料を把握できない場合は、宿泊料金に当該手数料が含まれているものとして取り扱って差し支えありません。

Q 2 4. 連泊の場合も課税されるのですか。

A 2 4

連泊された場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。

Q 2 5. 連泊割引における宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A 2 5

連続して宿泊することにより受ける連泊割引について、宿泊日ごとに割引率が明確な場合は、通常の宿泊料金に対して宿泊日ごとに割引計算を行ったものを宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行っている場合には、割引後の宿泊料金の総額を宿泊数で除して得た金額を宿泊料金とします。

【例 1】宿泊日ごとの割引率が明確な場合

	割引	宿泊料金	宿泊税 (3%)
1 泊目	なし	50,000 円	1,500 円
2 泊目	△10%	45,000 円	1,350 円
3 泊目	△20%	40,000 円	1,200 円
4 泊目	△50%	25,000 円	750 円

宿泊税は、
1 泊目～4 泊目の
合計 4,800 円を
徴収します。

【例 2】宿泊日ごとの割引率が不明な場合

	割引	宿泊料金	宿泊税
1 泊目	△10%	90,000 円	2,700 円
2 泊目		※割引前 100,000 円	
3 泊目			
1 泊あたり		30,000 円	900 円

宿泊税は、
1 泊当たりの宿泊料金
30,000 円に応じた
3%の宿泊税が
3 泊分で2,700 円を
徴収します。

Q 2 6. 利用客室の変更（アップグレード）があった場合の宿泊料金はどうなりますか。

A 2 6

客室変更（アップグレード）により追加料金を徴収した場合は、変更前の宿泊料金に当該追加料金を含めて宿泊料金とします。

（例）当初の料金 12,000 円（素泊まり・税込）

→ 客室変更 +3,000 円（税込） = 15,000 円（素泊まり・税込）

→ 13,636 円（税抜） → 13,600 円（課税標準額）

Q 2 7. マンスリーマンションやウィークリーマンションは宿泊税の対象となりますか。

A 2 7

短期間滞在する人をターゲットとしたいいわゆるマンスリーマンションなどについても、旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

この場合は、宿泊期間における宿泊料金の総額を宿泊期間の日数で除して得た金額を 1 室 1 泊当たりの宿泊料金とします。

Q 2 8. 生活困窮者が利用する無料低額宿泊所も課税対象となりますか。

A 2 8

無料低額宿泊所については、社会福祉法に基づく社会福祉事業であり、旅館業に該当しないため、課税対象ではありません。

Q 2 9. キャンセル料の取扱いを教えてください。

A 2 9

キャンセル料を契約上「違約金」として取り扱う場合は、宿泊税は課税されませんが、契約上、「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料金を宿泊料金とみなし、宿泊税の課税対象となります。

Q 3 0. ホールドルーム等、事前に部屋を押さえていた場合はどうなりますか。

A 3 0

いわゆるホールドルーム、キープルーム等、実際の宿泊を伴わない利用行為であっても、宿泊施設が宿泊料金を徴するなど宿泊行為として取り扱っている場合は課税対象となる宿泊となります。

この場合の宿泊者数は、宿泊施設が把握する人数とします。

【例】定員 4 名の部屋を 3 日間確保した場合

	宿泊者数	部屋代	宿泊税の計算方法
1 日目	4 人	70,000 円	(宿泊税) $70,000 \text{ 円} \times 3 \% = 2,100 \text{ 円}$
2 日目	0 人	70,000 円	(宿泊税) 宿泊者が 0 人なので、0 円
3 日目	2 人	70,000 円	(宿泊税) $70,000 \text{ 円} \times 3 \% = 2,100 \text{ 円}$
合計		2,100 円 + 2,100 円 = 4,200 円	

Q 3 1. インターネットカフェも課税対象ですか。

A 3 1

旅館業法の許可を受けて営業している場合は、宿泊税の課税対象となります。

Q 3 2. 子ども向けに布団の貸出をしています。幼児料金として布団の貸出料金を掲載していますが、課税対象となりますか。

A 3 2

布団の貸出は寝具使用料に該当しますので、課税対象となります。

Q 3 3. 添寝の子どもについては、宿泊料金はとっていませんが、入館料を徴収しています。宿泊税の課税対象となりますか。なお、入館料は、子どもが宿泊する場合のみ発生します。

A 3 3

当該入館料が、寝具使用料や入浴代などの宿泊の利用行為の対価としていただくものであれば、課税対象となります。

Q 3 4. ペット（犬や猫）の宿泊は課税対象となりますか。

A 3 4

基本的な考えとして宿泊者ではないので、宿泊料金に含まれませんが、宿泊に係る清掃代やサービス料として宿泊施設が取り扱う場合は、宿泊料金に含んでいただくこととなります。

Q 3 5. 外貨建て取引による宿泊料金の考え方はどうなりますか。

A 3 5

宿泊料金の外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（T T M）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。（具体的な取扱いについては、「外資建取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じて算定します。）

Q 3 6. 事前に宿泊契約をした上で午前0時を過ぎてからチェックインした場合のレイトチェックインは課税対象になりますか。また、レイトチェックアウトは課税対象になりますか。

A 3 6

レイトチェックインによって、宿泊契約をしている宿泊者が午前0時を過ぎてからチェックインを行い、実際の利用が日をまたがない場合でも、宿泊契約に基づき宿泊料金が徴収されるのであれば、宿泊税の課税対象となります。

レイトチェックアウトによって追加料金が生じた場合、延長料金を宿泊料金として徴収している場合は、当該延長料金を宿泊料金に含めるようお願いいたします。宿泊料金とは別に時間延長に係る料金を徴収している場合には、当該延長料金を宿泊料金に含めません。

Q 3 7. 2人で予約し事前に宿泊税を徴収していましたが、実際の宿泊が1人のみであった場合の取り扱いはどうなりますか。

A 3 7

実際に宿泊があった人数で宿泊税を徴収することになるため、事前に徴収していた税額と差額がある場合は、差額分を返金することになります。

ただし、契約上「宿泊料金」として取り扱う場合は、そのキャンセル料を宿泊料金とみなして、宿泊税の課税対象となります。

3 課税免除について

Q 1. 修学旅行生は課税対象ですか。

A 1

学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催する修学旅行その他学校行事に参加している幼児、児童、生徒、学生及び引率者や、認定こども園、保育所、家庭的保育事業を行う施設等が主催する当該施設全体又は年齢で区分した集団ごとで実施される行事に参加している満3歳以上の幼児及び引率者に対しては、課税を免除することとしています。

Q 2. 修学旅行生等の引率者は課税対象ですか。

A 2

児童、生徒等の引率を行う学校等の関係者、心身の障がい等により介助等を必要とする児童、生徒等の対応を行う看護師や保護者等は課税免除となります。なお、旅行業者の添乗員やカメラマンなどは課税免除の対象となりません。

Q 3. 修学旅行生について、学校から「修学旅行であることの証明書」の提出がないと課税免除とはならないのですか。

A 3

「修学旅行であることの証明書」については、特段様式を指定しておりませんが、学校長が作成した修学旅行で当該宿泊施設に宿泊する旨が記載されている書面を、学校から提出していただき保管してください。この書面をもって課税免除とします。

ただし、仮にチェックイン時にこの提出がない場合でも修学旅行生であることが明確に確認できるのであれば、後日、この書面を提出してもらうことで課税免除として取り扱っていただいて差し支えありません。

Q 4. 修学旅行の事前準備（下見）は課税免除となりますか。

A 4

修学旅行の事前準備（下見）については、児童、生徒等が参加しないこと、学習指導要領等に基づき実施する学校行事ではないことから、課税免除の対象とはなりません。

Q 5. 部活の合宿で宿泊する生徒は、課税免除の対象ですか。

A 5

部活の合宿は、課税免除の対象ではありません。課税免除の対象となるのは、学習指導要領に定める学校・学年単位で行われる「旅行・集団宿泊的行事」とであると認められるもので、修学旅行のほか、林間学校など、学年、学校全体で実施される行事によって宿泊している場合です。

Q 6. スポーツ大会、合宿は課税免除の対象ですか。

A 6

修学旅行等の一定の要件を満たす教育旅行についてのみ課税免除としているため、スポーツ大会、合宿は課税免除の対象とはなりません。

なお、スポーツ大会や合宿については、宿泊税による使途の中で支援策を検討していきます。

4 宿泊施設を経営されている方（特別徴収義務者）向け

Q 1. 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

A 1

旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方が特別徴収義務者になります。

ただし、全面的に経営を委託している場合など、経営者以外の方を特別徴収義務者として指定する場合がありますので、事前に苫小牧市財政部税務室市民税課税制係（TEL 0 1 4 4 - 3 2 - 6 2 4 4）にご相談ください。

Q 2. 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

A 2

旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方は、まず宿泊税経営申告書を提出していただくこととなります。

宿泊者から宿泊税を徴収し苫小牧市に申告納入していただくほか、各種申請や帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

なお、宿泊事業を一時休止中であるなど、提出にあたり気になる点がございましたら、お気軽に苫小牧市財政部税務室市民税課税制係（TEL 0 1 4 4 - 3 2 - 6 2 4 4）までお問い合わせください。

Q 3. 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。

A 3

宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項、作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

- ・ 帳簿（5年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

（例：総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、クーポン取扱帳など）

なお、宿泊税の申告書に添付する月計表（又はそれに代わるもの）を、「帳簿」として保管することとして差し支えありません。

- ・ 書類（2年間保存）

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

（例：契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、宿泊者名簿、会計票、領収書、利用明細書、請求書など）

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則（1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）が設けられておりますので、ご注意ください。

Q 4. これから宿泊施設の経営を始めようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 4

宿泊税に関する手続きの流れは、以下のとおりです。

1. 旅館業の許可又は住宅宿泊事業の届出の手続きをする。
2. 宿泊税経営申告書を経営開始の5日前までに苫小牧市財政部税務室市民税課税制係に提出する。
3. 宿泊者から宿泊税を徴収する。
4. 徴収した宿泊税について申告期限までに苫小牧市財政部税務室市民税課税制係に納入申告書を提出し、宿泊税を納入する。

ご不明な点は、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係（TEL 0 1 4 4 - 3 2 - 6 2 4 4）にご相談ください。

Q 5. 旅館業の許可を受けた者と実際に経営している者が異なる場合はどうしたらよいですか。

A 5

旅館業の許可を受けた方（以下「宿泊事業者」といいます。）が特別徴収義務者になりますが、宿泊事業者以外の方に委託契約等により全面的に宿泊施設の経営を委託している場合などは、宿泊事業者以外の方で宿泊税の申告納入に責任を持つ方を特別徴収義務者として個別に指定することがあります。詳しくは苫小牧市財政部税務室市民税課税制係（TEL 0 1 4 4 - 3 2 - 6 2 4 4）までご連絡ください。

Q 6. 旅館業（住宅宿泊事業）をやめようと思うのですが、どのような手続きが必要ですか。

A 6

経営を廃止する際は、速やかに「宿泊施設経営休止・再開・廃止届出書」で廃止の申告をしてください。

※別途、旅館業法又は住宅宿泊事業法上の廃止（停止）届の提出も必要になります。

Q 7. 宿泊税に係る各種申請書等の様式はどこで入手できますか。

A 7

苫小牧市のホームページから各種様式をダウンロードできます。

【苫小牧市ホームページ】



<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kurashi/zeikin/shiminzei/>

Q 8. 各種申請書等はどこに提出すればよいですか。

A 8

直接持参、または郵送により下記の担当まで提出してください。

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市財政部税務室市民税課税制係 TEL 0144-32-6244

Q 9. 宿泊税の申告・納入はどのように行うのですか。

A 9

苫小牧市では、特別徴収義務者の申告事務の負担を軽減する観点から、毎月の申告納入によらず、3ヶ月分をまとめて申告納入する制度としています。特別徴収義務者の方は、申告期限までに、徴収対象期間分の宿泊税額について納入申告書を提出し、納入してください。（申告期限が土曜、日曜、祝日にあたる場合は、その翌開庁日が申告期限となります。）

納入申告書の提出は、e LTAX により電子的に行うことができるほか、郵便等により行う場合は、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係まで提出してください。また、徴収した宿泊税は納入期限までに、e LTAX により電子納入するか、納入書によりお近くの金融機関等で納入してください。

徴収対象期間	申告期限
12月1日から2月末日まで	3月末日
3月1日から5月末日まで	6月末日
6月1日から8月末日まで	9月末日
9月1日から11月末日まで	12月末日

Q 1 0. 宿泊がない月でも申告が必要です。

A 1 0

宿泊行為がない月は宿泊料金の受領もないため納入していただく必要はありませんが、適正かつ公平な課税を行うためには、宿泊行為がなかったことも含めて的確に把握する必要がありますので、申告すべき税額が 0 円の場合も、0 円と記載した納入申告書の提出をお願いします。

Q 1 1. 納入について、口座から引き落とししてもらうことは可能ですか。

A 1 1

口座から引き落としはできませんが、eLTAX により金融機関等に行かなくても納入することが可能ですので、是非ご利用ください。納入書により納入する場合は、お近くの金融機関等で納入してください。

Q 1 2. 市町村宿泊税を課す自治体に所在する宿泊施設の宿泊者に課税される宿泊税のうち、北海道宿泊税分はどのように納めたらよいですか。

A 1 2

苫小牧市内に所在する宿泊施設については、地方税法の規定に基づき、北海道分も苫小牧市が一括して課税と徴収を行いますので、北海道と苫小牧市それぞれに納入していただく必要はありません。

Q 1 3. 電子申告は可能ですか。

A 1 3

宿泊税の電子申告は、eLTAX からご利用いただけます。詳細につきましては、後日、ホームページでお知らせします。

Q 1 4. 宿泊者が宿泊税の支払いに非協力的な場合の対応について教えてください。

A 1 4

地方税法上、納税義務者（宿泊者）が納税しなかった（宿泊税を支払わなかった）場合は、特別徴収義務者（宿泊事業者）が、苫小牧市に納入したうえで、納税拒否をした納税義務者（宿泊者）に、宿泊税に相当する金額を求償することになります。（地方税法第 733 条の 15 第 3 項）

特別徴収義務者が求償権に基づいて裁判所に訴えを提起される場合は、地方税法上、地方団体においても必要な援助をしなければならないと定められておりますので、宿泊税担当部局（苫小牧市財政部市民税課税制係）にご相談等いただきながらの対応となります。（地方税法第 733 条の 15 第 4 項）

このような場合は、宿泊者に制度が行き届いていないことが一因と考えられますので、苫小牧市としまでも広報により周知を行ってまいります。

宿泊事業者様におかれましても、宿泊者に対する周知に御協力いただきますようお願いいたします。

Q 1 5. 宿泊者から徴収する方法について教えてください。

A 1 5

徴収方法については定めておりませんので、事前決済の際に宿泊料金とあわせて徴収する、現地で徴収する等、特別徴収義務者が宿泊税を徴収しやすい方法を選択していただくことになります。

Q 1 6. 旅行代理店や斡旋業者等から、宿泊税を一括して申告納入してもらうことはできますか。

A 1 6

条例において、旅館業等を経営されている方を特別徴収義務者と定めておりますので、旅行代理店等から直接一括して苫小牧市に申告納入していただくことはできません。

Q 1 7. 宿泊者にお渡しする領収書には、宿泊税について表示しなければなりませんか。

A 1 7

領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。

宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税の金額も、消費税の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

Q 1 8. 収入印紙について、宿泊税の金額は除いた額で貼っていいですか。

A 1 8

印紙税の考え方につきましては、国税庁のホームページや税務署にお尋ねください。

Q 1 9. 会計システム上、1人で利用しても領収書に一律2名と記載されるようになっていますが、どうしたらよいですか。

A 1 9

帳簿等をつけていただくことになるので、そこにおいて実際の宿泊人数を管理していただくことになります。

ただし、領収書における宿泊税額は、宿泊料金とは別に、その名称と税額を記入していただく必要があります。(宿泊税を明示しない場合は、消費税の課税対象となる場合があります。)

Q 2 0. 宿泊者への周知はどのように行うのでしょうか。事業者が説明するとき使えるような広報物がありますか。

A 2 0

宿泊税の周知につきましては、宿泊者に円滑に宿泊税を納付いただくために、道と協力し、宿泊施設や公共施設等に掲示するポスターや宿泊事業者様が宿泊者に宿泊税の概要を説明するためのリーフレットを作成する等、宿泊税の周知を徹底してまいります。

なお、広報素材は、道の宿泊税ホームページにも掲載されています。

【北海道ホームページ】

<https://hokkaido-shukuhakuzei.pref.hokkaido.lg.jp>



Q 2 1. 外国人への説明に不安がありますが、サポートはありますか。

A 2 1

多言語に対応したリーフレットを作成しておりますので、当該リーフレットを使って宿泊税が課税される旨のご説明をお願いいたします。

Q 2 2. 宿泊税の徴収にあたり、クレジットカード払いの場合は、カード会社に手数料を引かれて宿泊事業者に入ってきます。この手数料分は宿泊事業者が負担するのですか。

A 2 2

宿泊者が宿泊税をクレジットカードで支払った場合における手数料については、宿泊事業者とクレジットカード会社の契約によるものになりますので、宿泊事業者にてご負担をお願いします。

Q 2 3. 民泊を営営しています。所得の申告の際は、宿泊税を除いた金額で申告してよろしいのでしょうか。

A 2 3

所得の申告方法につきましては、国税庁のホームページや税務署にお尋ねください。

Q 2 4. 申告や納入が遅れたらどうなりますか。

A 2 4

申告の遅れに対しては不申告加算金、納入の遅れに対しては延滞金がかかる場合がありますので、ご注意ください。

Q 2 5. 郵便などを利用して納入申告書を提出し、宿泊税担当部局への到着が申告期限より後になった場合、期限後申告となりますか。

A 2 5

原則として、宿泊税担当部局（苫小牧市財政部税務室市民税課税制係）に届いた日が申告日となりますが、郵便局（郵便官署）の消印が申告期限内であれば、その消印の日に申告があったものとして取り扱います。

なお、申告書等は信書に該当するため、信書便の指定業者以外の宅配便、メール便、ゆうパック等は利用できません。

Q 2 6. 宿泊が月をまたいだ場合、それぞれの月での納入となりますか。

A 2 6

宿泊税については、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為のあった日が属する月に計上していただくこととなるので、チェックインの日付を基準としてください。月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

Q 2 7. 売り掛けの場合の宿泊税の申告納入は、どうすればよいですか。

A 2 7

宿泊があった月に計上して申告納入するよう、お願いします。

Q 2 8. 宿泊税を特別徴収するにあたって、特別徴収義務者に対する交付金がありますか。

A 2 8

苫小牧市では特別徴収義務者に対して、前年度に申告納入していただいた苫小牧市宿泊税（4月～翌年3月申告納入分）のうち、申告納入期限までに申告納入された苫小牧市宿泊税額の5%を交付する予定です。ただし、苫小牧市に納めていただいた宿泊税のうち、北海道宿泊税分においては、北海道の定める税率により算定されることとなります。（交付は苫小牧市から一括して行います。）

Q 2 9. 特別徴収義務者交付金相当額を差し引いて申告納入してはダメですか。

A 2 9

特別徴収義務者交付金は、宿泊税の特別徴収事務の特殊性に鑑み、申告納入制度の円滑な運営に資するため、特別徴収義務者が法定納期限までに納入した額に一定割合を乗じた額を毎年度の予算の範囲内において交付するものであり、交付対象であることの確認等が必要なため、差し引いて申告納入することはできません。

Q 3 0. 同じ敷地（建物）で複数の施設（部屋）を民泊施設として届け出ていますが、施設（部屋）毎に宿泊税経営申告書の提出が必要ですか。

A 3 0

住宅宿泊事業法の届出をした宿泊施設については、同一敷地（建物）内で複数の施設（部屋）を経営している場合や、経理上区分できない場合には、複数の施設（部屋）をまとめて提出できる場合がありますので、苫小牧市財政部税務室市民税課税制係（Tel 0 1 4 4 - 3 2 - 6 2 4 4）までご相談ください。

5 旅行業関係者の方向け

Q 1. 旅行業者は宿泊税の特別徴収義務者となっていませんが、お客様から宿泊税相当分の金額を預かることに問題はありませんか。

A 1

旅行業者が旅行商品の販売時に宿泊税相当分をお預かりいただき、ホテルや旅館等にお支払いいただくこともできますが、宿泊税を旅行商品の販売時に預かり金としてお取り扱いいただくか、あるいはホテルや旅館等に宿泊する際に支払っていただくかについては、旅行業者とホテル、旅館等との間で取り決めをしていただくことになります。

なお、旅行業者がつくるパッケージ商品の代金の中に宿泊税を含める場合は、その旨を明記するようお願いします。